

## 古事記撰録の過程について

松田章一

古事記成立に関して、宣長以来数多くの学者により、様々の角度から、様々の考察が試みられてきた。而して未だ定見をみぬとは言いながら、戦後の諸論考の示す所は、ほぼ一つの方向に固つてきたようである。小稿はそれら既に試みられた多くの考察を手がかりに、なお取り残されている問題を、古事記序文より考えてみようというものである。

さて、その序文が示す古事記成立に関して、太安万侶が担当した部分には次の如きものである。

I 「稗田阿礼の誦む所の勅語の旧辞」を撰録するため、「子細に採り撫」ったこと

II しかしそれは、「上古の時、言意並びに朴にして、文を敷き句を構ふることを、字におきて即ち難し。已に訓に因りて述べたるは、詞心に違はず、全く音を以ちて連ねたるは、事の趣更に長し」という状態であったので、彼の撰録の場合、「一句の中に、音訓を交へ用ゐ」たり、「一事の内に、全く訓を

以ちて録し」たりしたこと

III 更に、語に関して、「辞理の見え回きは、注をもちて明かにし、意況の解り易きは、更に注せず」記定したこと

IV また、「姓に於きては日下を玖沙詞と謂ひ、名に於きて帯の字を多羅斯と謂ふ」ような言葉は、「本の随に改め」なかつたと

V 而して全体の構成は、「天地開闢より始めて、小治田の御世に於る」もので、「并せて三卷」に記したこと

VI 序文即ち上表文を草したこと

以上が、和銅四年九月十八日より、翌五年正月廿八日までの四ヶ月に安万侶がなしたことを考えられる。宣長が「いとかく速なりし」と述べた様に、わずか四ヶ月にしては、実に多岐多量な仕事と思われるのであるが、一応この順序に従い、任意に疑問点を取り上げてみたい。

\*

元明天皇の古事記撰録の詔は、安万侶において次の如く理解された。

焉に、旧辞の誤り忤へるを惜しみ、先紀の謬り錯れるを正さむとして、和銅四年九月十八日を以ちて、臣安万侶に詔りして、稗田阿礼の誦む所の勅語の旧辞を撰録して献上らしむといへれば、謹みて詔旨の隨に、子細に採り撫ひぬ。

この一文にはかなり重要な問題が含まれている。

その一つは、「旧辞の誤り忤へるを惜しみ、先紀の謬り錯れるを正さむとして」という、元明天皇の撰録意図についてである。これは前文の、「諸家のもたる帝紀及び本辞、既に正実に違ひ、多く虚偽を加ふ」という、天武天皇の古事記撰録意図を承けたものであることは言うまでもないし、天武、元明両天皇の企図の一致を示すものでもある。

ところで、元明天皇としては、天武天皇との同趣旨を、何故ここで再び繰返さなければならなかったものであろうか。

安万侶が、形式的修辭の繰返しを為したものでないとするれば、これは当然、当時の状態を述べたものと考えねばならない。とすれば、「阿礼の誦む所の勅語の旧辞」は、天武期以来一般には受け容れられず、空しく二十五年ばかりの年月が過ぎたこととなる。そして今突然、撰録の急務が必要となった。それは、わずか四ヶ月の短日月で献上されたことをみても分ることであろう。天武天皇が少くとも数年を費して尚でできなかつた古事記が、二十五年の空白の後、突如としてでき上ってしまった、という事の裏にはいかなる事情がひそむのであろうか。そして安万侶としては、かかる重大事とすべき古事記撰録を、なぜわずか四カ月の月日で記定し終えてしまった

ものであろうか。

宣長が「たゞかの阿礼が語のままを録せるのみにて、新為を加ふることのなかりしがゆゑなるべし」と述べたのも一理あるところである。しかし、今日の諸研究は必ずしもこの宣長の説を認めてはいない。むしろ安万侶でなければでき得ない点も指摘されているのであり、序文が記す四カ月あまり拘泥すべきでないのではないかと考えられてくるのであるが、後にまた触れたい。

さてもう一つは、「稗田阿礼の誦む所の勅語の旧辞」である。この「勅語」が、前文「即ち阿礼に勅語して、帝皇日継及び先代旧辞を誦み習はしめたまひき」を承けていることは、既に指摘されている如くである。かかる意味合の「勅語」であり、しかも詔そのものではなく、安万侶の文章である点を留意すれば、「勅語」なる語は、元明天皇の言葉というより安万侶のそれと解した方がより適切である。この「勅語」を提示することによって、安万侶が自己の編纂態度を明らかにした、とされる太田善麿氏の見解(古代日本文学思想論Ⅱ・七七八頁)は、全面的に首肯されなければならぬものであろう。

ところで、後文の「子細採撫」であるが、「採撫」とは取り拾うこととであり、それは事実上安万侶一人によってなされたものと思われる。一方では「勅語」として編纂者の私意を認めない態度を標榜した安万侶が、他方では「子細採撫」という彼自身の位置を標榜しなければならなかつた事情は、かなり複雑である。もとより、「勅語」という防波堤の蔭で、安万侶が自由に「採撫」したのか、「勅語旧辞」を余すところなく「採撫」したのか、二様に考えられるのであるが、それはいずれにしても、「子細採撫」と言い得た安万侶の位置は必ずしも「勅語」意識に拘束されたものではなく、むしろある

余裕を感ぜしめる。つまり、安万侶の爲事は単なる記定だけではなく、「採撫」と言い得る状態の何ものかをも含んでいたと考えられるのである。

\*

Ⅱとして取り上げた「上古の時」なる一文は、謂わば安万侶の表記史観とでも言うべきもので、彼が我が国の国語文字表記問題に少なからぬ関心を持っていた事を示唆するものである。

しかも、かなり早くから、古事記記定以前から、かかる問題に携っていたと思われることは、「音訓を交へ用ひ」全く訓を以ちて録すという、古事記において劃期的成果と言われる方法が、決して短期日のものでもなく、まして安万侶が古事記撰録にあたって初めて知り得た所の感想でもない点よりして、認め得るのである。

そしてこの事が、実は安万侶をして、古事記撰録の任に当らしめた最大の理由ではなかったか。何が故に安万侶がここに選ばれたかと言えば、彼の国語文字問題に関する学識をもって、その第一の理由とする以外に考えようがない。天武期以来、撰録記定の事は最も待ち望まれていたと思われ、阿礼の登用も安万侶如き人物が得られなかった為かとも考えられるのであり、それだけ待たれた筆録者としてここに安万侶が存在するという事は、彼の学識、能力を推測するに充分な材料である事と知らねばならない。

而して、「勅語」と「採撫」を明示し得た所には、単に能筆者としての安万侶であつただけではなく、彼が我が国神話旧辞伝承に関しても亦、かなりの学識を有していた事を示すものではないだろうか。和銅四年九月以降の四カ月のみが、安万侶の編纂従事期間でなかった、と考えることはここでも可能である。

Ⅲに示された「注」の問題は複雑である。「注」が細字割註を指し、安万侶によって念入りに表記されたものであることは言うまでもないが、安万侶により新しく付されたものか、以前からあつたものか、を見分けることは容易ではない。

「注」を分類してみると次の如くである。

- a 音註 約三〇四件
- b 訓註 " 四二件
- c 神人名数註(柱註) " 一〇〇件
- d 氏族出自註 " 七二件
- e その他(説明補足註・崩年註など) " 五六件

もちろん伝写の間に、本文と相互出入したと思われるものもあるが、一応今日の校定本に従って拾ってみた。数え方の問題もあるので約としたが、ともかく上中下三巻に亘り約五七四件を数えることができる。

ところで、dとeに分類したものは、「辞理の見え回き」という安万侶の意に該当しないと考えられ(もちろん例外はある)、また柱註もかなりかけ離れているのであるから、安万侶が序文にことわつた「注」問題は、全体の六割以上を占める音註並びに訓註に関するものであつたと考えなければならぬ。

既に多くの論者に指摘されているように、序文が「因訓述者」と「以音連者」と二様に書き分けているのは、かかる表記様式がそれまでに別々に存在したものであり、「是以今」以下にこそ安万侶独自の表記様式が提示されていると考えられる。しかも、栄ある撰録者としての安万侶が、一大決心をもって決定した新表記であるからこ

そ、必要以上の「注」を付けねばならなかったものではなかったか。「音」のみによる表記、例えば歌謡に一カ所も音註が見られない事からしても、それらが既に使用されていた表記法であり、表記の上からは「新しく」なかったであろう。

その上、訓註と呼ばれるものほとんどは、「音」にできない文字であり——例えば高天原〔訓高天云〕とあるものを、高阿麻原と表記すれば、もはやこの語感喪失するのであり、ほとんどがかかる語である——、註の半数を占める音註にこそ、安万侶の情熱がそそがれていたものと言えよう。

この様な註が付された事には、そうしなければ正しく把握されないであろうという当時の状態と、文体の新しさを示すと共に、同時期の関心と要求が、中国風の漢文体ではなく、我が国の文体の確立にあったという国内情勢をも窺うことができる。繰返しになるが、その様な状況の下にあって、僅々四カ月でもって安万侶が撰録の責を果したと考える事はいかかのものであろうか。それ以前の彼を想定しなければならぬのではないだろうか。

さて、新文体のための安万侶の努力が奈辺に在ったかを見たのであるが、この様に彼が情熱をかたむけた根底には、阿礼の存在があったからと言えよう。そして阿礼の誦習が安万侶の表記を決定させたという事の中には、それが、天武天皇の意図の一つであったからと言わなければならない。

つまり、この三者に連なる問題、それはへよみでであったと思われる。

もし天武天皇がへよみ以上に「記定」を重視し、そこに権威を持たそうと考えていたならば、阿礼の登用はなかったはずである。

撰録のことは天皇崩御のため果し得なかったと解することもできる。しかし記定の前に阿礼の登用があるのをどの様に解すべきである。

そこに、安万侶が「勅語」と呼んだものの具体的な形の一つを窺うことができはしないか。へよみによって「削儻実」の一形体を推定することは必ずしも妥当ではないかもしれないが、天武天皇と阿礼とを結ぶ線は、へよみVの問題に連なるものと考えざるを得ないのである。そのへよみVを重大なものとして受け取った所に、安万侶の文体があるのであり、「勅語」と呼んだものがあつたのではなかったか。

同じく註の問題で今一つ考えておきたいのは、柱註に関するものである。

例えば、何が故に〔柱〕などと割註する必要があつたのである。それらの後文には、大体の場合「并何柱」と総数が本文に記されているのであるから、計算の便宜のためのものとは考えられない。幾柱もあれば別だが、たった一柱など、眼で数えれば充分である。

「一柱」と註せねばならなかったのは、それが二柱になつては困るからであろう。つまり、ある一族なり、ある権力者によって、突然中央系譜に某命が某氏の祖として書き込まれる事の予防の爲ではなかったろうか。そしておそらく、「諸家のもたる帝紀及び本辞」はこれまでこの様にして「正実に違ひ、多く虚偽を加」えられたものと推察される。

諸氏の出が一応定着されると同時に、系譜そのものも定着される必要があつた。そこに「一柱」と註されねばならぬ理由が潜むの

である。かく考えれば、それが諸氏の出自を決定した後、この決定をなしたと同一人物によって付されたものであろうことは充分うなずかれる所である。そしてこの人物こそ天武天皇その人であつたらう。畢竟これも安万侶によって「勅語」と意識されたものの一つであり、阿礼によって厳格に保持されてきたものと考えねばならぬ。

而して更に重要なのは、かかる柱註が、どの様にして阿礼より安万侶へ伝えられ、何ゆえ安万侶が細字割註として記定したのかという問題である。古事記が、物語として韻律をつけて語られたものであるとすれば、この註はきわめて厄介なものであつたらう。これは今日の多くの論者が推定される如く、阿礼誦習本の存在を認めなければ解けない問題と考える。

\*

△よみVにおける厳密性と、記事定着の厳密性とを、安万侶の註より考えたのであるが、IVに挙げた「本の隨に改めず」という部分は前述の阿礼誦習本の存在を認める一句のようである。神田秀夫氏は「何か書いた物」とされ、小島憲之氏も、阿礼と安万侶の間に「台本」のあったことを論証されている(文学・上・二二七頁)

さて、序文によれば、更に別本の存在を推定することができるかと思われる。

序文が記す神武天皇の事跡の中に、「舞を列ねて賊を獲ひ」という一句があるが、実は記紀兩書に見られない伝承であることは夙に言われている処である。宣長以来この一句は好意的解釈が与えられ、あまり問題にされていないが、序文の「縮古事記」がある意識のもとに統一され、分類されている点を考えれば、簡単に見逃すことは

できない。今その部分を抜き出しておく。

神倭天皇、秋津嶋に経歴したまひき。化熊川を出でて、天劔を高倉に獲、生尾徑を遮りて、大鳥吉野に導きき。舞を列ねて賊を獲ひ、歌を聞きて仇を伏はしめき。

これは四六駢麗体であるため、かなり安万侶の修辭的用法が施されているように。しかし、「化熊川を出でて」という一句は、川から出たという事は本文に見えず、何に拠つたものか不明であるし、「天劔を高倉に獲」も、天劔という用例は本文になく、横刀・大刀・刀・劔等が見られるだけの上に、「高倉下此者とあつて、高倉という難しい省略形をなしている。又「生尾徑を遮りて」も「遮徑」の具體的事実を本文は示していない。更に「列舞獲賊」は前述の如くである。先にも言う様にこれらは単に修辭上の問題とみなすものもあるかもしれないが、別資料としての一書を想定することも亦充分可能なのである。

それがいかなる種のものか、全く分らないが、阿礼誦習本―台本―でなかった事は確かであろう。しかもおそらくは正統な漢文で記録され、安万侶が最も身近に置いていた資料の一つではなかったかと思われる。それ故にこそ「縮古事記」として、序文に混入したものと推定されるのである。

普通の場合、序文は本文を草し了つてから記されるものと思われ、まして上表文であれば、疑いなく本文完成後にでき上つたものであろう。古事記序文も又その記す年月日からそう断じてよい。本文記定の激務を終えた安万侶が、その最後に序文を書き上げた。しかもそれは中国流の上表文形式を踏襲した、筆者の精魂こめた格調高い四六駢麗文である。何篇かの手本とすべき中国上表文を机上に

置き、参照したであろうことは、序文解釈に指摘された出典により充分窺い知ることができよう。

同じく、彼が「縮古事記」として参照したものは何であったか。へよみVを忠実に記定した古事記本文であったか。もしそうであれば一旦日本風に直したものを再び漢文体に戻した事となり、それにしてはあまりに本文とかけ離れている。むしろ、本文よりもっと直接的な漢文体の資料が、参考にされたのではなかったか。

「列舞擾賊」が神武天皇の事跡として、本文にはなく、序文に見られるという事は、こうした文字による別資料の存在の濃厚なことを示唆するものと言えよう。

古事記の成立には、この様なへ影Vがある。そうした記録資料のへ影Vは更に、安万侶の古事記編纂を、記定撰録のみに限定せず、討賊にも参加していたのではないか、という予想を抱かせるのである。和銅四年九月以前の安万侶は、この様な資料を容易に手に取り得る状態にあったと考えられることを指摘しておきたい。

\*

天武十年二月二十五日、書紀の記す所によれば、天武天皇は、皇后と共に大極殿に、諸王諸臣を召し、次の如く申し伝えた。

「朕、今更に律令を定め法式を改めむと欲ふ。故、俱にこの事を修めよ。然れども頼にこの務を就さば、公の事關くことあらむ。人を分ちて行ふべし」。

同じ日、草壁皇子を皇太子としたのであるが、この天武十年が、天武政治の大きな転機であり、即位後十年の胎動を経た、政策完成期の第一歩であることは、多く論考のあるところである。律令制定という段階は、これまでの努力、方向、成果の正しさの認識判断の

後にある。おそらく天皇が全精力を注いでこの制定に当らうとしたものであることは、その詔文からも、同日の皇太子任命からも窺える所である。天皇自身が、律令制定に専念し得る体制に身をおこうとした事は、軽々しく看過してはならないであろう。

こうした新しい気運の中であって、これより二十日あまりの後、天武十年三月十七日、「帝紀及上古諸事」の記定が始められるのである。

この二者の期日の接近は重大である。

「帝紀及上古諸事」の記定の目的は、紀本文からは定かに分らない。しかし、律令制定途上に始められたということは、この二事業が同一線上に在ることを証しているものではないだろうか。ほとんど同時に歩み出したこの二つは、むしろその志向する処を一つにした、表裏の關係にあるものではなかったらうか。

しかも、この記定事業が古事記撰録の端緒であろうことは、現古事記の構成と内容からも、前掲の事情からも、承認されるものである。そしてこの記定事業が、十三年以後の賜姓を目あてにしていたであろう事も、正しいと思われる。

しかし、古事記制定の目的を、この天武賜姓に限ることは必ずしも正しくない。論者の中には「運移世異、未行其事矣」の理由として、諸氏の出自の不完全さを取り上げ、それが障害となったとされる方もある。確かにそれは一つの原因であろう。

しかし十三年以降のあの大量の賜姓が、ともかくも為され、それに対する反動も見られないのであり、むしろ諸氏にとっては有利な賜姓と考えられてもいるのである。それを古事記不成立をもって、反動的現象とみなすことは肯けない。

古事記記定が志向しているものは、単なる氏族出自の根拠であり、そのための権威ではないと思われる。序文が記す如く、天武天皇がその撰録にあたり希求したものは、「邦家之経緯、王化之鴻基」の確立にあったと思わねばならない。少くとも古事記が、一つの統一を求め、それによって貫かれようとしている事實は、前述の如き直接的利害を越えた所の目的に向っていることを示す。

律令が不変の国家体制を規制してゆくとするなら、古事記は内面からの国家理念の確立と普遍を求めたものと言つてよい。そのために、氏々の出自という関心の下に、「邦家之経緯、王化之鴻基」が包みこまれて提出されたものと言えよう。そこに、阿礼でなければならなかった、古伝承を語るに絶対的権威を持つ、猿女氏の後裔稗田阿礼でなければならなかった理由の一つがある。でなければ、帝紀旧辞の合一の必要も、阿礼登用の必要もない。従来どおり漢文体で資料として記定しておけばよいのである。敢えて漢文体を破棄した所に、普遍の問題を感じることができ、かかる目的のため（安万侶如き人物の得られないままであるうか）、阿礼が誦習させられたものと思われる。ただ、天武期に古事記全体が今日の如く討擧され終つていたかどうかは、軽々しく断ずる訳にはゆかない。序文の「其事」の解釈も定見をみないが、天皇崩御により途中で中断されたものと考えた方が妥当のようである。

ともあれ、以上の目的のため、諸氏の伝承はかなり自由に取捨選択改変されたと思われる（例えば物部氏のそれを、書紀と比べてみても明瞭であろう）、その方向は太田善麿氏によれば「二元統一観」（前掲書二〇〇頁）とされるが、おそらく古事記において初めてとられた方法、観想ではなかつたらうか。そしてこれが独自であるということ

において、統一の理念が熾烈に要求されていた事が示されているのである。かくして、△よみ∨の古事記が重要性を帯びて来るのである。安万侶の「勅語」意識に直結する点がここにあると言ひ得るのである。つまりこれを全面的に継承した安万侶にしてはじめて、あの文体の確立に至つたものと思わねばならぬのである。

\*

序文によれば、天武期より元明期まで、この事業は姿を消している。

それにつけても疑問なのは、壬申の乱以後絶えず身辺にあつて、天武天皇を助けた皇后、つまり持統天皇はこの事業を継承しなかつたものであらうか、という事である。

持統三年六月二十九日、諸司に令一部二十二卷を班つたと書紀は記す。これは天武十年に着手された飛鳥浄御原令の公布であるが、それが、草壁皇子の死と、翌四年の持統即位の間にあることは興味深い。それはともかく、諸事情から即位しなければならなかつた持統天皇が、その政治の方向を、天武天皇の政策の継承に求めたことは、多くの例によつて指摘できるし、何より即位それ自体が示している所である。

そうした中で、持統五年八月十三日、十八氏に纂記を提出させたことは、いかなる意味を持つものであつたか。

従来この記事は、日本書紀編纂に連なるものと解されてきた。とすれば持統天皇が書紀編纂を志したか、もしくは天武天皇の事業の継承であると考えねばならない。天武天皇が結局古事記撰録をなし得なかつた事については、数々の論述のある所だが、しかし古事記不成立をもつて、天武期に書紀編纂の端緒を求めるとは行過ぎで

はなかるうか。この時集められた資料が、後に書紀の爲使用されるという事は考えられても、両書は構成及内容が全く異なるのであり、古事記ができなかつたら書紀を、と天武天皇が考え直したとすることはいかげんのものである。また、天武天皇としては、古事記を放棄した訳ではなく、阿礼を相手に「誦習」をさせているのである。

さて一方、持統天皇は天武天皇の傍にあって、撰録の過程をつぶさに見てきたに相違ない。又何らかの形でこれに参加していたとも考えられる。つまり、天武天皇の古事記撰録を知らなかつた訳ではなく、まして、今それを黙視したとは考え難いのである。もとより新しい書紀編纂を試みたと考えるには、根拠が稀薄すぎよう。

持統天皇の古事記参加を、古事記神話の構成の中から導き出そうとされる論者もあるが、それは別として、五年の記事を書紀のそれと見ることは、上述の如く当を得ないものであろう。

持統天皇の庶幾したのも亦、天武天皇同様古事記的なものであつた筈であり、それはつまり国家統一理念としての古事記であつたと考えねばならない。そしてそれは、書紀の如く、「一書曰」といつた、中立的客観的な表現・性格・思想とは全く異なつたものと言えよう。更に天武期の古事記記定事業の発足事情を考えれば、今持統天皇が令公布の後、間なくしてかかる動きに出ていることは注目されねばならぬ事ではないだろうか。

かく考えてくるならば、持統期にもまた古事記撰録に対して、ある動きを示していることが推定され得るのである。古事記伝承の中には、持統期を考えねばならぬ様なものも一二あるのであり、天武期より元明期まで、阿礼の口にくるだけと解するのは、あまりに序文の表面にとらわれた見解ではなかるうか。

両朝を結ぶ二十五年の線上には、いくつかの点が存在した筈である。既に、阿礼誦習本が大きく両端を結んだのであるが、尚そこには天武天皇から持統天皇へ、国家統一理念の確立という線がつらなることを指摘しなければならぬ。更にまた、何度も推定してきたが、和銅四年九月以前へ、安万侶の討斃、もしくは撰録業務が線をのばしていることも考えねばならぬのである。

\*

安万侶が記した上表文の中で、四天皇の事跡に関して一つの問題がある。

安万侶が神武天皇より推古天皇に至る三十三代の中より、崇神・仁徳・成務・允恭の四天皇を抽出した事は、彼の古事記観もしくは国家観を窺うに充分な材料である。しかしその事は今ここでは触れる紙数もないが、とにかくこれだけでも、安万侶が我が国の過去の伝承に対し、歴史に対し、深い造詣をもっていた事を証し得ると思われる。

ところで、成務、允恭両天皇に関する問題であるが、本来の順序からすれば、崇神、成務、仁徳、允恭となるべきである。それが成務と仁徳が入れかわり、崇神、仁徳のブロックと、成務、允恭のブロックにまとめられている。講義の如く、前者を政治の実質とし、後者を治国の大綱とするのが妥当な見解であるが、問題はそういう分け方をなした安万侶の意識である。序文の修辭用法をみると、賢后・聖帝、近淡海・遠飛鳥の対句が使われていて、これが何かの手がかりにならないかと思わせる。かく見てくると、書紀では実は成務、允恭二天皇の官所は伝えないという事実と逢着する。書紀に見られないという事は、少くとも奈良朝初期には不明であつたと考

えてよいのであり、何故序文がこの二天皇を示すに、不明確な宮所をもってしなければならなかったかという疑問が生ずる。

而して、成務、允恭が組み合されたのは、この地名と少なからず関係があると考えねばならない。つまり安万侶としては、それ程までにして地名、近淡海と遠飛鳥に固執したのである。兩地名の近・遠はむしろ修辭用法的であるが、ともかくこの兩地が、天智、天武兩天皇の都した地である事を知るならば、単なる偶然から書き記されたものではない、と考えねばならない。天智は元明の父であり、天武は元明の夫草壁皇子の父であるという関係もある。

かくして、安万侶がこの成務、允恭兩天皇に托して、天智天武兩天皇を想定していたと考え得るなら、「定境開邦」は大化改新詔の主要な問題であり、「正姓撰氏」は天武十三年賜姓の問題を指すと言いつてかく把握され、歴史の中へ塗り込められたと言つてもできる。この問題は今一度稿を改めて考えてみるつもりであるが、如上の推定が成り立つとすれば、ここにも亦、あの四力月以前に、我が国歴史を学んでいた安万侶を考えねばならぬであらうし、何か古事記的なものの編纂に従事していたことを推測させる因子があると言わねばならないのである。

以上、任意に過ぎたが、序文より考え得る問題の幾つかを拾いつつ、古事記成立の点と線を追ってみた。もとよりまだまだ検討を要する問題はかりであるが、別の機会に期したい。(三七・五・二七)

古代文学 I

日本書紀成立における民族的傾斜の一影 賀古明

古代歌謡の一考察 戸谷高明

——「ぬばたまの夜はいでなむ」——

古代文学研究における今日の焦点と欠点

(郵送による討論)

前野貞男・青木生子・太田善麿・伊原昭・尾崎暢殃

谷馨・鴻巣隼雄

人麿歌集の筆録者 森 淳 司

——助詞「丹」の表記を中心として——

人麻呂歌集における用字の一特性 阿蘇瑞枝

「山吹の花」雑感 町方 和 夫

伝誦の作家たち 中 西 進